

卸売市場法及び福岡市中央卸売市場業務条例に基づく公表
(令和2年7月1日から適用)

取引参加者の遵守事項

(1) 卸売市場法の遵守事項

項目	内容
売買取引の原則	・取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
差別的取り扱いの禁止	・卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
売買取引の方法	・卸売業者は、市長が業務規程に「売買取引の方法」として定められた方法により、卸売をすること。
売買取引の条件の公表	・卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表すること。
受託拒否の禁止	・卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
決済の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者は、市長が業務規程に「決済の方法」として定められた方法により、決済を行うこと。 ・卸売業者は、事業報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な情報が記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
売買取引の結果等の公表	・卸売業者は、卸売の数量及び価格その他の取引の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項を定期的に公表すること。

(2) 福岡市中央卸売市場業務条例の遵守事項

項目	内容	設定の理由
認定業者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売業者は、市場機能が発揮されるよう、生鮮食料品等を安定的に集荷し、市場で円滑かつ安定的に卸売するよう努めること。 ・仲卸業者は、市場機能が発揮されるよう、卸売業者から生鮮食料品等を円滑かつ安定的に買い受ける（＝事業年度ごとに、仲卸業者が卸売業者から買い受けて販売した取扱品目の販売金額が、卸売業者以外の者から買い入れて販売した販売金額を上回る）よう努めること。 	市場機能を確保し、生鮮食料品を安定的に供給するため

卸売業者 (仲卸業者) の認定	<ul style="list-style-type: none"> 市場で卸売(仲卸)を行おうとする者は、市長から卸売業者(仲卸業者)の認定を受けること。 認定の有効期間満了後、引き続き卸売(仲卸)を行おうとする者は、認定の更新を受けること。 	市場機能を確保し、生鮮食料品を安定的に供給するため
純資産額の定期報告	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、毎年2回(3月末・9月末)、市長に純資産額を報告すること。 	
保証金の預託	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、認定の通知を受けた日から1月以内に保証金を預託すること。保証金を預託した後でなければ業務を開始してはならない(仲卸業者、関連事業者も同様)。 	
事業報告書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 仲卸業者は、事業年度ごとに、事業報告書を毎事業年度経過後90日以内に市長に提出すること(第1種関連事業者も同様)。 	
販売時間・せり時間の設定	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者の販売時間並びにせり時間は、市長が定める開場の時間の範囲内で卸売業者が定めること。 せり時間以外にせり売をする卸売業者は、せり開始時刻をあらかじめ卸売場の見やすい場所に掲示する等で、取引参加者に十分に周知すること。 	適正かつ円滑な取引を確保するため。
臨時の休業・営業	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者が、開場日に休業し、休場日に営業するときは、市長の承認を得ること。 	
せり人の届出	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、せり人を市長に届け出ること。 卸売業者、せり人がその業務を適確に遂行するよう、指導監督、教育等に努めること。 せり人は、誠実、公正かつ迅速にその業務を処理すること。 	
せり参加人の届出	<ul style="list-style-type: none"> せり売を受けようとする仲卸業者は、せり参加人を市長に届け出ること(売買参加者も同様)。 	
売買参加者の承認	<ul style="list-style-type: none"> 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けること。 承認の有効期間満了後、引き続き売買参加者になろうとする者は、承認の更新を受けること。 	
規格格付け	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、牛・豚の枝肉を卸売しようとする場合は、(公社)日本食肉格付協会に規格の格付けを行わせること。 	
売買取引の下見	<ul style="list-style-type: none"> 売買取引は、仲卸業者及び売買参加者に下見をさせた後、又は販売情報を開示した後でなければ開始できない。 	
呼値の方法	<ul style="list-style-type: none"> 売買取引の呼値は、金額で呼称すること。 	

指値物品	<ul style="list-style-type: none"> 指値のある物品は、適当な標識をつけ、上場の際に呼び上げることを。 受託物品について指値等の条件がある場合で、その条件で販売できないときは、卸売業者は委託者に通知し、指示を受けること（損傷・腐敗等で委託者に著しい損害を及ぼす恐れがあるときはこの限りではない）。 	適正かつ円滑な取引を確保するため。
再受託品・自己買受の表示	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、再受託品を上場するとき、又は自己買受した物品を市場内で販売するときは、適当な標識により、その旨を周知すること。 	
せり売の方法	<ul style="list-style-type: none"> 市長に届けられたせり参加人以外の者は、せり売に参加できない。 せり売は、その販売物品について品種、産地、出荷者、荷印、性別、重量、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後に開始すること。 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法で、せり落し人を決定すること。 せり落しを決定したときは、せり人は、直ちにその価格及びせり落し人の氏名、屋号又は記章番号を呼び上げること。 	
入札の方法	<ul style="list-style-type: none"> 入札は、その販売物品について品種、産地、出荷者、荷印、性別、重量、等級、数量その他必要な事項を掲示し、又は呼び上げた後に開始すること。 開札は、入札終了後直ちに行わなければならない。 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法で、落札人を決定すること。 落札者を決定したときは、直ちにその価格及び落札者の氏名、屋号又は記章番号を呼び上げること。 	
卸売業者の市場外の者への卸売に係る報告	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたときは、品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値・中値・安値に区分した卸売価格を記載した報告書を翌月の20日までに市長に提出すること。 	
卸売業者の市場外にある物品の卸売に係る報告	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、市場外にある物品の卸売をした場合は、前月分を毎月20日までに市長に報告すること。 卸売業者は、市場外にある物品を卸売するための保管場所を設置しようとするときは、市長の指定を受けること。 	
受託契約約款の届出	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けに係る受託契約約款を定め、市長に届け出ること（認定を受けた日から起算し1月以内。変更時も同様。）。 	

<p>受託物品の検収</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、受託物品の受領時に検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めたときは、検査を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記すること（市場外にある物品を卸売するとき、受託物品の受領に委託者が立ち会った場合でその了承が得られたときを除く）。 	
<p>販売原票の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、取扱物品の卸売をしたときは、直ちに出荷者、品目、等級、数量、単価、買受人等を記載した販売原票を作成すること。 	
<p>卸売をした物品の相手方の明示及び引取り</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、買受人が明らかになるよう措置すること。 仲卸業者・売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取ること。 買受物品の引取りを怠った仲卸業者又は売買参加者は、保管費用や再販売した場合の差損金を卸売業者に支払うこと。 	<p>適正かつ円滑な取引を確保するため。</p>
<p>仲卸業者の市場外からの買入れに係る報告等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仲卸業者は、卸売業者以外から取扱物品を買い入れて、市場内で販売したときは、毎事業年度終了後 20 日以内に市長に報告すること。 仲卸業者は、その認定に係る市場内で、取扱物品の委託の引受けをしないこと。 	
<p>卸売業者による売買取引条件等の届出・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、市場における売買取引条件等を市長に届け出るとともに、インターネット等で公表すること（変更した時も同様）。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">売買取引条件等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 営業日及び営業時間並びに販売時間及びせり時間 (2) 取扱品目 (3) 取扱物品の引渡しの方法 (4) 委託手数料の率その他の取扱物品の卸売に関し出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人が負担する費用の種類、内容及びその額 (5) 取扱物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 (6) 売買取引に関して出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭の種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。） </div>	<p>適正かつ円滑な取引を確保するため（ただし、公表は法定の義務であるため）。</p>

委託手数料率の公表	<ul style="list-style-type: none"> 委託手数料の率は、取扱品目の区分ごとに届け出るとともに公表しなければならない。 	適正かつ円滑な取引を確保するため
卸売業者による卸売予定数量等の報告・公表	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者は、毎開場日、卸売の開始前までに、下記に掲げる物品について、品目ごとのその日の卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告し、公表すること。 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、下記に掲げる物品について、品目ごとのその日の卸売結果数量及び卸売金額を市長に報告し、公表すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">市長に報告し、公表する物品</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品 (2) 相対取引 (3) 市場外の者に対し卸売をする物品 (4) 市場外にある物品 (5) 他市場の卸売業者に対し卸売をする物品 </div>	適正かつ円滑な取引を確保するため（ただし、公表は法定の義務であるため）。
売買仕切書	<ul style="list-style-type: none"> 売買仕切書は、卸売業者において書面で7年間保存（電磁的方法でも可）し、市長の請求があれば、速やかに閲覧又は提出すること。 	適正かつ円滑な取引を確保するため。
営業行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者・仲卸業者が業務を行う場合、並びに市長が必要と認める者が営業を行う場合を除き、市場内では物品の販売その他の営業行為をしないこと。 	
衛生上有害な物品等の届出	<ul style="list-style-type: none"> 衛生上有害な物品が搬入されたときは、品名、数量、出荷者等を市長に届け出ること。 	食の安全安心を確保するため
市場の業務に関する物品の品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者・仲卸業者は、食品衛生法その他の関係法令に則して物品の品質管理の徹底に努めること。 卸売業者・仲卸業者は、市場の業務に係る部門ごとに、品質管理責任者を定めること。 	